

上越地域消防局インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上越地域消防局（以下「消防局」という。）が行う学生実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 インターンシップは、大学、高等専門学校、専門学校、高等学校等（以下「大学等」という。）に在籍する学生又は生徒（以下「学生等」という。）に就業体験の機会を提供し、職業意識の向上や消防業務に対する理解を深めることを目的とする。

(対象者)

第3条 インターンシップの対象となる者は、原則として大学等に在籍する学生等で、上越地域消防事務組合消防職員採用試験を受験希望する者とする。

(実習生の受入手続き及び決定)

第4条 インターンシップにおける実習を希望する学生等が在籍する大学等の代表者（以下「大学等の代表者」という。）は、インターンシップ受入申込書（様式第1号）を上越地域消防局長（以下「消防局長」という。）に提出しなければならない。

2 消防局長は、受入れの可否を決定し、上越地域消防局インターンシップ受入可否決定通知書（様式第2号）により、大学等の代表者に通知するものとする。

(実習期間及び実習時間)

第5条 実習期間は、原則として消防局が定める日の1日間とする。

2 受け入れる学生等（以下「実習生」という。）が実習を行う時間は、原則として午前9時から午後5時までの間で消防局が定めた時間とする。ただし、消防局長が必要と認める場合は、これを変更することができる。

(報酬等)

第6条 消防局は、実習生に対して報酬、手当、交通費及びその他一切の金品を支給しない。

(誓約書等)

第7条 実習生は、インターンシップの開始前に服務規律に関する誓約書（様式第3号）を消防局長に提出しなければならない。

2 大学等の代表者は、実習生に対し、この誓約の遵守を徹底指導する義務があるものとする。

(服務等)

第8条 実習生は、大学等に在籍する学生等の身分を保有し、消防局は実習生に対して、消防職員としての身分を付与しない。

- 2 実習生は、実習期間中は所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- 3 実習生は、実習期間中は消防局職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、実習を担当する消防局職員の指示等に従わなければならない。
- 4 実習生は、消防局の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- 5 実習生は、病気等のため実習を受けることができない場合には、あらかじめ消防局にその旨を連絡しなければならない。ただし、やむを得ない場合には事後速やかにその旨を連絡するものとする。

(守秘義務)

第9条 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものは除く。）を漏らしてはならない。また、実習終了後においても同様とする。

(実習の中止)

第10条 消防局長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。

- (1) 実習生が第8条又は第9条の規定による服務、義務に従わないとき。
- (2) 実習を継続することにより、消防局の業務に支障が生じ、又はその恐れがあるとき。
- (3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき、その他実習を継続することが困難であるとき。

2 消防局長は、前項の規定により実習を中止する場合はその旨を大学等の代表者に通知するものとする。

(実習中の事故に係る責任等)

第11条 大学等の代表者及び実習生は、実習中の事故に備え傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては自らの責任において対応しなければならない。

- 2 実習生が、故意又は過失により消防局に損害を与えたときは大学等の代表者及び実習生は、消防局に対しその損害を賠償しなければならない。
- 3 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、消防局は一切の責任を負わない。
- 4 実習生が第三者に与えた損害等により、消防局が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、大学等の代表者及び実習生は、当該賠償により消防局が被った損害の補填をしなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか当該実習に関し問題が生じた場合は、その都度大学等の代表者と協議するものとする。

- 2 この要綱に定めることのほかインターンシップに関し必要な事項は、消防局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。